

令和4年度京田辺市権利擁護地域連携ネットワーク協議会（第1回）議事録

1. 議事1 京田辺市権利擁護地域連携ネットワーク協議会について

～事務局から資料2-1、資料2-2、資料3に基づき説明

～質問・意見なし

2. 議事2 京田辺市成年後見制度利用促進事業にかかる取り組みについて

～事務局から資料4に基づき説明

【委員】後見制度の手続きに関わることが年々増えてきている。業務においても相談員を含め、実際に手続きの中で本人情報シート等を記載することが増えてきており、どのように記載すればよいかなど、具体的な部分の悩みが多くなってきている。

また、実際に相談に来られる方の現状としては「親亡きあと」とよく言われているが、その中でも、8050問題に代表されるような、親自身が高齢でだんだん意思判断や状況判断が難しくなってくる年齢で相談に来られることが多い。そういったケースの中には、ご家族も自分の子を人に預ける、任せるという不安や葛藤があるのかもしれないが、手続きのやりとりを進めていく上で説明が難しかったり、一旦進んでも戻ってしまったりすることもある。

親にも子にも支援が必要だというケースが増えてきており、そういったケースについては整理が必要。そういうところは今後、成年後見ステーションでアドバイス等いただきたい。

【委員】障がいのある方の親御さんがギリギリまで自分たちで支えていこうとされて、申し立てがゆっくりになってしまい、双方に後見が必要な状態になってしまっているような状況もしばしば指摘されている一方で、ご家族や当事者の方からみると、制度に対する不信感や不安といったこともあるのかもしれない。早い段階で一緒に考えたり相談ができる機会が必要。

【委員】独居の高齢者のみならず、ご家族がいらっしゃっても金銭管理をどうしていくかということが問題として挙がってくる。

先日もそのようなケースがあり、主治医に相談したところ、「まだまだ判断能力はあるのに権利擁護なんて早い」と言われてしまい、たちま

ち困ってしまった。申し立てをするためには主治医の診断書が必要であるが、かかりつけ医に断られてしまった場合、どのようにすればよいのかというところが大きな問題の一つとして抱えている。そういったことを相談できる機関があればよい。

【委員】専門職の中においても、補助や保佐、任意後見ではなくて法定後見の後見類型のイメージで後見制度を捉えている方も多く、自分で決められるうちに補助や保佐で申し立てたら良いと思うが、なかなかそうならず、まだ大丈夫という認識になってしまう。そういった意味では専門職の方々にも色々な形で周知をしていくことが大事。

【委員】京田辺市の場合は一次相談窓口が従来通りにあるため、初期相談については今までと変わらないが、そのあとの後見自体の取り組みについて成年後見ステーションの方でしっかりバックアップされているので、一次相談に来られた方がそこで集約されて市長申し立てになるとか、相談についてのスムーズな移行が出来はじめている。

一方、周知という部分では、京田辺市の方が行かれるような近隣の病院や施設などの相談員などにはまだまだ周知ができていないように感じる。市内はもとより近隣も含めて周知されていけば、より充実したネットワーク網が増えると思う。

【委員】社会福祉協議会の中の組織で生活支援員というものがある。京田辺市では全部ではないが、民生委員を兼務している方も多い。民生委員を退任された方でも一生懸命務めて下さっている方もいる。後見制度に至るまでに、1人でなんとか地域で生活していただけるように、金銭管理や受診の手伝いなどの支援をしているが、そのような方たちが上手くこういうところへ繋げていけたら良い形になるのではないかと感じた。

実際はなかなか難しい面もあり、生活支援員の支援を希望する人は年々増えており、1人の支援員が5～6件も担当し週1回は必ず訪問するような形で活動している。

【委員】日常生活自立支援事業は基本的に本人が契約をするという制度であるが、そこで徐々にできなくなることが増えてきて、後見制度にスムーズに移行するということがとても大事と言われている。民生委員の方が生活支援員をしながら、「ちょっと心配だな」という気づきをステーションに繋げていただくと非常にいい仕組みになると思う。

日常生活自立支援事業と成年後見制度がうまく繋がっていくというのは全体として大事なこと。スムーズな移行に向けた連携には積極的に取り組んでいただきたい。

【委員】仕組みづくりにおいては対象者の個人情報保護の観点からもきちんと整えておくことが必要である。

【委員】京田辺市の社会福祉協議会で司法書士による相談会なども実施している。他にも司法書士相談などの別の枠組みでの専門の相談会も実施しており、そういったものがこういう取り組みの中で何らかの手助けになるようなことができなければよい。

(オブザーバー)

京都府下においては現時点で13市町村が中核機関を設置している。来年度早々に2町が設置する予定になっているので、全部で15市町村の設置という状況になっている。近隣含め、その他のところにおいても動きが出てきている。また、南部においては、山城南圏域で取り組みの検討が行われ、圏域での取り組みを強化しながら進められているところ。

京都府全体としては担い手の育成、とりわけ北部の方の担い手の問題と山城南の山間部等の担い手が非常に不足している状況を把握している。そういったことから、具体的に今後市町村を中心に、専門職団体や関係機関と協議しながら考えていきたい。

考えていくべき視点として、権利擁護支援において、法人後見制度と市民後見制度があり、国の計画ではどちらも取り組みを進めるという形で示されている。実際に地方においては担い手の確保を非常に苦労されており、どちらに取り組んでも、実際にそれを継続するときに人員が集まらないというような問題も挙げられている。そういったことを考えた時に、住民が主体となって権利擁護支援というところを住民全体で支えていくという視点を踏みながら、どう住民の方にご理解をいただけるのか、ということを考える必要がある。これらは市町村だけではなく、関係機関などと協力しながら取り組む中で進めていくことが重要。

【委員】北部での担い手の問題と都市部での担い手の問題は少し違うと思うが、ただ数が揃っていればよいという問題だけではなくて、多様な後見

の担い手がいるということがその人らしい暮らしに寄り添える人の受任に繋がっていくのではないか。京都市ではこれまで100件ほど市民後見人の調整をしてきているが受任に繋がったのはもう少し少ない。そういった市民後見人や法人後見の育成支援のようなことは、なかなか市だけでは難しいので都道府県や関係機関の皆さんと協力して進めていくことが今後の課題。

【委員】後見人制度が必要な方はどんどん増えていくと思われる。イメージ的な話にはなるが、一般的にハードルが高いというイメージがあるので、利用促進に向けた取り組みはとても大事。保健所が関わっている精神障害のある方や生活保護受給世帯の認知症の方、単身世帯の方も多くなっている。そういった方が利用しなければならない状態のときにできる限りスムーズに利用できるよう各関係機関と連携がとれる形になっていけばよいと思う。

【委員】成年後見制度の利用が適切と思われる方の裁判所に提出する診断書を作成している。例として、統合失調症の方で、症状の一つとして物の収集癖があり、色んなゴミを捨て、そこでボヤを起こしたりするような問題が出ている方。他にも、比較的若い躁状態の方で、親族の多額の遺産を相続したが、躁状態でハイテンションあることから数週間でお金を使ってしまうようなことがあり、制度の利用が適切と判断した事例など。精神的な疾患等によって自分の財産等を守れない方の診察ということが精神科医の役目になると思う。皆様のご意見を伺いながら精神科医としてできることをさせていただきたい。

【委員】医療機関につながり、診断書を書くということになれば良いが、財産を全て取られてしまった、使ってしまったとかということが実際にあるわけで、そういう方が、今回の一次相談や二次相談にしっかりつながり、申し立てにつながるようになることが重要。

【委員】計算してみたところ、65歳以上の京田辺市全体の人口の0.7%しか法定後見、任意後見に繋がっていない。65歳以上の人口だけで計算しているので精神障害などを考えると、その率はもっと低い。私たちが普通に高齢者や精神障がいのある方と接している中で、本来0.7という数字にはならないと思われる。つまり、例えば、精神障害を抱えている子の親御さんが無理しているなど様々な背景が考えられ、今のとこ

るそれで収まっているように見えるかもしれないが、それらが例えば後見制度の方に繋がれば色々と権利擁護で日が差してくることも多いと思う。

例えば京都市内などでは、日常生活自立支援事業の方が保佐・補助になることは珍しくない。能力も変わらない。保佐・補助になると何が変わるかと言うと、特に保佐では取消権が保佐人は持てるので、被保佐人が行った問題のある行為に対しては取り消すことができる。また、精神疾患などの子どもさんを抱えている場合、親御さんの能力にもよるが、親御さんが親族後見人になることも考えられ、実際に関わったケースでは、弁護士と親御さんが一緒に後見人になって一年半ぐらい一緒に活動し、その後、親御さんに引き継いだというケースもある。京田辺市でも色んな形で広がっていくとよい。

【委員】今は複数後見など成年後見も色んな形があるので、そういう調整なども、この中核機関の中でできたらいいのではないかと思う。

(オブザーバー)

裁判所としては、監督や審査をする機関なので、こういった場で発言できる立場にないが、裁判所の運用や後見制度申し立てに関しての一般的な手続きや考え方であれば、裁判所からも助言することができるので、気軽に聞いていただければ。今後とも連携させていただきたいと思っている。

【委員】申し立ては特に家裁とのイメージの共有などがすごく大事になってくると思うので、裁判所の方がこういった場に来ていただけるのも非常にありがたい。

(以上)